

北海道開拓の村での撮影について

① 個人的な撮影の場合

例：撮影・掲載物が私用目的のSNSやスナップ撮影、モデルを伴う撮影（団体や大規模な撮影会の開催の場合は事前連絡必要）など
申請：申請は必要ありませんが、「撮影上のお願（注意・禁止事項）」をお守りの上撮影してください。

※撮影した写真をコンテストなどに応募する際は申請が必要となりますので、ご連絡ください。

撮影使用料：開拓の村入場料金のみとなります。

開拓の村でモデルを伴う撮影やコスプレ等での撮影を楽しまれる皆様へ

ご利用を予定されている方は、まずはご見学・ご利用の申し込みをお願いします。

北海道開拓の村は貴重な歴史的建造物や資料を保存・展示する博物館です。撮影の際は、文化財を傷つけることがないように、また、公共の場における社会通念上のルールやマナー、下記のお願をお守りください。

これらをお守り頂けない場合は、当施設職員の判断で撮影の自粛や、場合によってはご退村、ならびにWEBやSNS等で公開した際に該当する写真を確認した際は連絡し公開の中止を求めますので予めご了承ください。

より多くのお客様に当館を気持ちよくご利用いただくためにも、次の禁止・注意事項と、下記の撮影上のお願事項を厳守くださいますようお願いいたします。

～モデルを伴う撮影、コスプレ等での撮影を楽しまれる皆様へのお願～

<禁止事項>

- ・公序良俗に反する服装や建造物にふさわしくないポーズ
- ・素肌の露出が極端に多い服装
- ・その他開拓の村の雰囲気著しく損なう恐れのある服装
- ・他のお客様が不快に思われる可能性がある服装の着用
- ・実在する制服、着ぐるみの着用
- ・お手洗いで着替え及びメイク
- ・武器、火器及びそれに似た形態・形状の物や、他のお客様が危険と感じる恐れのあるものを所持・携帯されてのご入村

<注意事項>

- ・衣装等の事前判断は致しませんが、当日、撮影の際に禁止事項に該当した場合は、撮影を中止していただきます。
- ・撮影用のカツラ等の使用は、撮影時のみ着用してください。
- ・基本的に衣装の着替え、メイクが出来る更衣室はございません。

② 広告・営業・販売など商業利用目的の場合

例：テレビCM、音楽プロモーションビデオその他映像撮影

建造物や風景を撮影しそれを使用し販売物に使用する（雑誌、商品カタログ・広告、ファッション撮影などWEBや出版物に掲載）場合
フォトウェディングのロケーション撮影 など

申請：必要になりますので、希望される際は必ず事前にお問い合わせください。担当者と撮影内容等打ち合わせの上、撮影可能日時を調整した上で申請書をお渡しします。申請書は撮影予定日の1週間前までにご提出ください。

※フォトウェディングでの撮影については申請は不要となりますが、撮影不可日もありますので事前にご連絡ください。

撮影使用料：基本的に入場料金のみとなります。

③ 映画、テレビ・WEB番組などの制作で撮影する場合

申請：必要になりますので、希望される際は必ず事前にお問い合わせください。担当者と撮影内容等打ち合わせの上、撮影可能日時を調整した上で申請書をお渡しします。申請書は撮影予定日の1週間前までにご提出ください。

撮影使用料：打ち合わせの上決定します。

④ テレビ、新聞、雑誌、WEBなど開拓の村のPRに該当する撮影の場合

申請：申請は必要ありませんが、希望される際は必ず事前にお問い合わせください。

担当者と撮影内容等打ち合わせの上、撮影可能日時を調整した上で撮影可能日をお知らせします。

撮影使用料：基本的には免除となります。

北海道開拓の村 撮影上のお願（必ずご確認ください）（②、③、④に該当し職員が立ち会う場合は調整可能です）

<注意事項>

- ・開拓の村内のイベント開催、工事等により、撮影をお断りする場合や不可日があります
- ・一般のお客様を撮影する際は、必ずご本人の許可をお取りください
- ・撮影する場合は他のお客様の迷惑にならないよう十分配慮ください（お客様の迷惑となっている場合や混雑時はお断りする場合があります）
- ・当村主催のイベント、結婚式等を撮影する場合は、スタッフの指示に従って下さい
- ・モデルを伴う写真・ビデオ撮影は、利用目的をお伺いすることがあります（商業利用目的と認めた場合、撮影を中止していただきます）

<禁止事項>

- | | | | |
|----|--|---|-----------------------------|
| 撮影 | ・ドローンを使用した撮影 | ・公序良俗に反する撮影 | ・建造物内での長時間の撮影 |
| | ・建造物及び入口付近や狭い通路などを占領しての撮影 | | |
| | ・馬車鉄道・馬そりの運行時、馬の近くでのストロボの使用の撮影 | | ・建造物内での飲食の撮影、並びに飲食をイメージする撮影 |
| 行為 | ・開拓の村及び建造物にふさわしくないポーズや衣装 | | ・他のお客様のご見学の妨げや、ご迷惑となる行為 |
| | ・建造物内の展示品、建具、案内プレートの移動 | | ・閉じている扉や窓、襖などの開閉 |
| | ・建造物等の破損につながる行為（建造物内で走る、飛ぶなど） | | |
| 使用 | ・トイレを含む園内施設での撮影のための着替え及びメイク | ・建造物内でのレフ板の使用 | ・自立式ストロボの持込 |
| | ・コンセント電源の使用 | ・建造物内、他のお客様の見学に支障のある狭い通路などでの三脚、一脚、脚立、自撮棒の使用 | |
| | ・模擬刀や模擬銃など、火器をイメージするもの及びお客様や建造物・展示資料に危害を与える恐れのある撮影用の小道具の使用 | | |

<撮影禁止の場所・資料>

- ・馬車鉄道運行時の線路区域（市街地群では並木の内側）での撮影、馬そり運行時のルートでの撮影はできません
- ・立入禁止区域内での撮影（屋外の遊歩道外の森林等を含む）

上記事項につきまして違反行為等が発覚した際には、関係者皆様にご退場いただくとともに、今後の入館につきましても制限させていただきますことがあります。また建造物や展示資料に破損及び汚損等が生じた際は、費用弁償等を求める場合があります。

【問合先】北海道開拓の村指定管理者：一般財団法人北海道歴史文化財団（Tel011-898-2692 mail info@kaitaku.or.jp）